

「デジタル新時代に向けた新たな戦略 ～三か年緊急プラン～」(平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決定)

第 2 章 具体的施策

I デジタル特区等による三大重点プロジェクトの推進

(プロジェクト 1) 国民がサービスの利便性を実感できる新しい電子政府・電子自治体の推進

2. 取組の概要

(2) つながらない壁の突破

② 利用者ニーズの高い国及び地方公共団体の手続の総点検とデータ連携のための対応方針を早急に策定し、希望する個人・企業に高度な行政サービスを提供する「国民電子私書箱(仮称)」を、社会保障カード(仮称)の実証実験の成果も活用しつつ整備し、ワンストップサービスとプッシュ型サービス(行政の側から進んで住民にとって必要な情報をお届けするサービス)を実現する。また、これらの取組にも資する利用者志向の次世代公的個人認証基盤を開発する。さらに、携帯電話等国民生活に広く普及したデジタル機器などによる電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化を検討する。

④ 「つながった電子行政」の環境を実現するため、国民電子私書箱(仮称)と行政情報をつなぐハブとして、「行政情報共同利用支援センター(仮称)」を構築する。

⑦ つながらない壁を突破するために必要不可欠となる個人・企業の ID の在り方について、(3) ①の国と地方公共団体一体となり電子行政を推進するための体制において既存の ID 体系との関係を整理しつつ検討し、IT 戦略本部において 2009 年度内に決定する。

(3) 活用を妨げる制度や人財の壁の突破

① 「政府 CIO(仮称)」を設置した上で、地方公共団体における CIO 設置・活用の推進とともに、地方分権の推進に合わせて国・地方公共団体一体となり電子行政を推進するための体制を整備する。政府 CIO は、専任とするなどにより、電子政府推進に関する責任と権限を持ち、各省 CIO と連携し、かつこれを統括できるようにする。また、各府省及び地方公共団体における情報システムにかかるガバナンスを強化するため、CIO の責任と権限を強化する。

国民電子私書箱(仮称)とは

1. 仕組み

- (1) 国民電子私書箱(仮称)は、希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントであり、従来の「電子私書箱(仮称)構想」及び「社会保障カード(仮称)構想」を発展させ、社会保障分野のみならず、広い分野でのワンストップの行政サービスを提供するためのもの。
- (2) 本人の意思に基づいて、行政手続等に必要な添付書類を直接行政機関間でやりとりすることができる。
- (3) 個人又は企業は、IC カードなどにより、情報セキュリティを確保した上で、いつでも、国又は地方公共団体が保有する自らの情報を、国民電子私書箱(仮称)を用いて、閲覧でき、また、安心して保管することができる。

2. メリット

(1) 個人の利便性

- ① 個人が、行政機関・病院・学校などから、いつでも簡単に、必要な情報を入手でき、自分の情報(年金記録など)が正しいかを、いつでも確認できる。
- ② 引越、退職、出産等のライフイベントにおいて、何度も役所や公共機関に足を運び、同じ事柄(住所変更など)を手続きしなくて済む。行政手続に必要な行政機関発行の各種証明書が不要になる。
- ③ 各種の給付などの情報を役所側から連絡し、給付もれを防ぐことができる(プッシュ型の行政サービス)。

(2) 企業の利便性

- ① 国と地方公共団体の手続のワンストップ化が可能となるなど、企業の事務処理が大幅にスピードアップし、事務コストも削減できる。
- ② 従業員ごと又は事業所ごとに分けて行っていた手続が、まとめて一回で完了する。

(3) 行政コストの削減

- ① サービスがワンストップ化され、各種証明書の発行が不要となるため、

窓口事務を大幅にスリム化できる。

- ② 外部からデジタル情報を入手することで、入力作業が不要になる。
- ③ 通知文書の郵送など、紙ベースの各種通知が不要になる。

3. 整備・運用上の注意点

国民電子私書箱（仮称）は、個人の情報を取り扱うシステムであるため、セキュリティや個人情報保護に万全の対策を講じることが必要。

- ① 国民電子私書箱（仮称）は、最新の技術を用い、極めて高度のセキュリティが確保できるものとする必要がある。
- ② 国民電子私書箱（仮称）のシステム運用管理を監視し、利用者からの苦情等に対応するための仕組み（第三者機関等）の在り方を検討することが必要。
- ③ 利用者が、利用履歴（どのような情報がいつどこの機関に提供されたかといった記録）をいつでも確認できることが必要。